

# 墓地・納骨堂の経営許可を受けた方へ

～関係法令を遵守し、適切に管理しましょう。～

- 1 **経営者は、**施設の管理者の本籍、住所及び氏名を市長に届け出てください。（管理者変更時も届出が必要です。）（法第12条）
- 2 **管理者は、**次のいずれかの許可証を受理した後に、埋葬又は焼骨の埋蔵・収蔵をさせてください。（法第14条）
  - 墓地への埋葬又は焼骨の埋蔵 → 埋葬許可証・改葬許可証・火葬許可証 ※
  - 納骨堂への焼骨の収蔵 → 改葬許可証・火葬許可証 ※
  - ※ 許可証は受理した日から5年間保存すること。（法第16条）
- 3 **管理者は、**次の図面、帳簿、書類等を備えてください。（法第15条）
  - (1) 図面
    - ア 墓地 所在地、面積、墳墓の状況を記載した図面（令第6条第1項）
    - イ 納骨堂 所在地、敷地面積、建物の坪数を記載した図面（令第6条第2項）
  - (2) 帳簿等
    - ア 次の事項を記載したもの（令第7条第1項）
      - ・使用者等の住所、氏名
      - ・死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
      - ・死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
      - ・死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
      - ・埋葬若しくは埋蔵年月日（墓地）、収蔵年月日（納骨堂）
      - ・改葬許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係
      - ・改葬の場所及び年月日
    - イ 財務に関する書類（令第7条第2項）  
当該墓地の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他の財務に関する書類
- 4 **管理者は、**墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係のある者の請求があったときは、3の図面、帳簿、書類等の閲覧を拒めません。（法第15条第2項）
- 5 **経営者及び管理者は、**当該墓地等を清潔に保つなどして、公衆衛生上の支障がないよう維持管理してください。（細則第5条）
- 6 **許可を受けた区域、区画や施設等を変更したり、廃止したりする場合には、**許可や届出が必要です。  
変更等を行う場合は、事前に市にご相談ください。

※ 根拠法令は、次のとおり（ ）に省略して示しています。  
法：墓地、埋葬等に関する法律  
令：墓地、埋葬等に関する法律施行令  
細則：墓地、埋葬等に関する法律施行細則